

二宮町第2次環境基本計画後期実施計画 (事業案)

No.	事業CD	事業名	改正点②					
			重点	評価 タイプ	中期 数値指標	中期 目標値	後期 数値指標	後期 目標値
1	1-1-①	①公園等 管理運営 事業・公 園等維持 整備事業		数値重視型	来園者数	350000人	来園者数	350000人
2	1-2-①	①里山再 生育成事 業	重点	中間型	事業参加者数	250人	事業参加者数	240人
3	1-2-②	②土地改 良事業 (農道整 備)		中間型	農道の整備・改 良、修繕件数	5件	農道の整備・改 良、修繕件数	5件
4	1-2-③	③ふれあ い農園事 業		数値重視型	区画数	106区画	区画数	106区画
5	1-2-④	④遊休・ 荒廃農地 対策事業		中間型	農業振興地域内 における遊休・ 荒廃農地の解消 面積	0.4ha/年	遊休・荒廃農地 の解消面積	0.4ha/年

改正点③				計画の推進方策の分類		
事業方針	中期事業内容	後期事業内容 (案)	備考	推進方策 1	推進方策 2	推進方策 3
継続	自然環境の保全と観光拠点としての調和を図るため、施設や設備を充実させるための整備を行うとともに植生、動物の生息状況に応じた公園管理をする。	自然環境の保全と観光拠点としての調和を図るため、施設や設備を充実させるための整備を行うとともに植生、動物の生息状況に応じた公園管理をする。		きっかけづくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
継続	身近な里山の手入れや間伐材の再利用を通して、ボランティアによる里山体験を促進し、里山の保全育成を図るとともに、災害による被害抑制につなげる。	里山の保全育成を図るとともに、災害による被害抑制につなげるため、身近な里山の手入れや間伐材の再利用を通して、ボランティアによる里山体験を促進する。		仲間づくり	庁内・団体連携	普及啓発・学習
継続	農地の保全と地域農業の活性化を図る為、農道の整備及び維持管理を行う。整備においては、のり面の植生の回復を図るなど、自然環境に配慮した仕様を検討する。	農地の保全と地域農業の活性化を図るため、農道ののり面の植生回復を図るなど、自然環境に配慮した仕様を検討したうえで、整備及び維持管理する。				
継続	農地の荒廃化防止の為に町が借りた農地を「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」で農業委員会の承認を受け「二宮町ふれあい農園事業実施要綱」により、町民へ1区画面積20㎡～30㎡を貸し出す。(作付は、野菜と草花)	農地の荒廃化防止のため、町が借りた農地を「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」で農業委員会の承認を受け「二宮町ふれあい農園事業実施要綱」により、町民へ貸し出す。(1区画20㎡、作付は野菜と草花)		きっかけづくり		
継続	農業の担い手不足により、遊休・荒廃農地が増加していることから、新規就農者や、市民農園規模以上に本格的な農業に取り組む「かながわ農業サポーター」など、新たな担い手の受け入れを積極的に行い、遊休・荒廃農地の解消と農地の保全に努める。 また、有害鳥獣の被害に合いにくく、一般の果樹より手もかからないと言われているオリーブの普及栽培を進める。	農業の担い手不足により、増加している遊休・荒廃農地の解消と農地の保全のため、新規就農者や、市民農園規模以上に本格的な農業に取り組む「かながわ農業サポーター」など、新たな担い手の受け入れを積極的に行うとともに、有害鳥獣の被害に合いにくく、一般の果樹より手もかからないと言われているオリーブの普及栽培を進める。		仲間づくり		情報収集・提供

No.	事業CD	事業名	改正点②					
			重点	評価 タイプ	中期 数値指標	中期 目標値	後期 数値指標	後期 目標値
6	1-2-⑤	⑤緑の基本計画の推進		数値重視型	自然保護奨励金制度の対象面積、良好な生活環境の確保及び美観風致を維持するための補助本数	80000㎡	自然保護奨励金制度の対象面積、良好な生活環境の確保及び美観風致を維持するための補助本数、保存樹木数	80000㎡、～本
7	1-2-⑥	⑥二宮せせらぎ公園におけるホタル観賞会		数値重視型	ホタル出現数及び観賞会来園者数	1500頭	ホタル出現数及び観賞会来園者数	1500頭
8	1-3-①	①公共下水道整備事業		数値重視型	整備面積	395ha	整備面積	432ha
9	1-3-②	②下水道の普及促進		数値重視型	水洗化率	75.6%	水洗化率	80%
10	1-3-③	③家畜環境整備対策事業		内容重視型	環境整備指導件数	4件	環境整備指導件数	4件

改正点③				計画の推進方策の分類		
事業方針	中期事業内容	後期事業内容 (案)	備考	推進方策 1	推進方策 2	推進方策 3
分割	緑の基本計画では、目標年次の平成37年までに緑地確保の緑地率の目標を30%、都市公園等整備の目標を43haとしており、目標を実現するため、指定区域内の山林等所有者に対して自然保護奨励金を交付する(県事業)とともに「二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱」に基づき保存樹木の指定し、松等における緑の保全に努める。	緑の基本計画では、平成37年までに緑地確保の緑地率の目標を30%、都市公園等整備の目標を43haとしており、目標を実現するため、指定区域内の山林等所有者への自然保護奨励金を交付(県事業)や「二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱」に基づき保存樹木を指定し、松等における緑の保全に努める。	No.49(3-3-新) 「花いっぱい運動の推進」へ1部を分割する。 《保存樹木数は現時点では未確定》	きっかけづくり	庁内・団体連携	
継続	二宮せせらぎ公園におけるホタルの観賞会を実施することにより、ホタルの生態を知ると共に、水辺等の自然環境保全の理解を得る。	ホタルの生態を知ると共に、水辺等の自然環境保全の理解を得るため、二宮せせらぎ公園におけるホタルの観賞会を実施する。		仲間づくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
継続	酒匂川流域関連二宮公共下水道として事業に着手しており、年次毎に効率的な污水枝線の実施設計及び整備工事を行い、処理区域の一層の拡大を図る。 下水道計画区域525.7ha(うち事業認可区域は市街化区域434ha、市街化調整区域14ha、合計448ha)	酒匂川流域関連二宮公共下水道として事業を推進し、年次毎に効率的な污水枝線整備工事を行い処理区域の一層の拡大を図る。 下水道計画区域525.7ha(うち事業認可区域は市街化区域434ha、市街化調整区域14ha、合計448ha)				
継続	下水道排水設備設置に係る水洗化改造等奨励金支給又は水洗化融資あっせん利子補給を実施して、下水道の早期接続を奨励すると共に、未接続者への接続勧奨を行う。	下水道への接続奨励策として、排水設備設置に係る水洗化改造等奨励金支給又は水洗化融資あっせん利子補給を実施し、未接続者の早期接続を図る。		きっかけづくり		
継続	家畜用浄化槽の整備、修繕に対する補助を行うと共に浄化槽の消毒薬品を配布し環境の整備を図る。	環境の整備を図るため、家畜用浄化槽の整備、修繕に対する補助を行うと共に衛生管理等の薬品を配布する。		きっかけづくり	庁内・団体連携	

No.	事業CD	事業名	改正点②					
			重点	評価 タイプ	中期 数値指標	中期 目標値	後期 数値指標	後期 目標値
11	1-3-④	④葛川水質調査の実施	重点	数値重視型	環境基準達成率 (測定値が環境基準値内の地点数/測定地点数)	100%	測定地点数に対する測定値が環境基準値内の地点数割合	100%
12	1-3-⑤	⑤葛川美化推進事業		中間型	葛川ごみの回収量	1.5t	水質階級Ⅰにあたる指標生物種類数	-種
13	1-3-⑥	⑥葛川の再生に向けた広域的対策		中間型	葛川サミットが開催した啓発のためのイベントへの参加者数	70人	-	--
14	1-3-⑦	⑦葛川改修計画(県)		内容重視型	要望回数	1回	要望回数	1回
15	1-4-①	①海岸ごみゼロ推進キャンペーン	重点	中間型	海岸530キャンペーン参加者数(茶屋海岸 地区清掃を含む)	750人以上	海岸530キャンペーン参加者数(茶屋海岸を含む)	570人以上

改正点③				計画の推進方策の分類		
事業方針	中期事業内容	後期事業内容 (案)	備考	推進方策 1	推進方策 2	推進方策 3
継続	町内河川の水質調査を行い、家庭・事業所等の排水による水質汚濁の未然防止と葛川の環境の把握を行う。	家庭・事業所等の排水による水質汚濁の未然防止と葛川の環境の把握をするため、町内河川の水質を調査する。 また、調査結果をHPや広報を通じて町民へ提供する。	No.63(4-3-①) 「環境情報の提供」 から統合する。	きっかけづくり	国県・近隣市町連携	情報収集・提供
継続	ボランティア団体、県等と連携しごみの回収、草刈り等を実施する。 また、清掃を行っている団体があることを町民に周知することにより、ごみを捨てにくい環境づくりをめざす。	葛川にごみを捨てにくい環境づくりをめざすため、ボランティア団体、県等と連携しごみの回収、草刈り等を実施するとともに、清掃を行っている団体があることを町民に周知する。		仲間づくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
保留	構成町による葛川サミットの運営と、定期的な情報・意見の交換、葛川の清流復活に関する調査研究と事業の提案、葛川を活用したまちづくりに関する調査研究と事業の提案などを行う。	-	葛川サミットの在り方の方向性を今年度中に決定する予定で、後期実施計画期間中に葛川サミットが発展的解消する可能性がある。 また、葛川事業の引継ぎ先が無いことが現状である。	きっかけづくり	国県・近隣市町連携	情報収集・提供
継続	河川管理者の県に対して、多自然型護岸整備を実施するよう要望し、実現を期する。	河川管理者の県に対して、多自然型護岸整備を実施するよう要望し、実現を期する。			国県・近隣市町連携	
継続	町民、ボランティア団体、各地区等の協力を得て、にのみや海岸の一斉清掃を行い、海岸の保全活動を行う。	海岸の保全活動を行うため、町民、ボランティア団体、各地区等と連携し、にのみや海岸の一斉清掃をする。		きっかけづくり	庁内・団体連携	

No.	事業CD	事業名	重点	改正点②				
				評価タイプ	中期 数値指標	中期 目標値	後期 数値指標	後期 目標値
16	1-4-②	②松の保 全事業		中間型	薬剤注入本数 (アンプル数)	330アンプル	薬剤注入本数 (アンプル数)	330アンプル
17	1-4-③	③梅沢海 岸観光事 業		中間型	町のホームペー ジ(フェイスブ ック)における”海 の朝市”の「いい ね」数	50件	夏季における梅 沢海岸来場者数	1700人
18	1-4-④	④釣り 客、地引 網のゴミ 処理、ゴ ミ持ち帰 りのマ ナー向上 の徹底		内容重視型	清掃回数	9回	清掃回数	10回
19	1-4-⑤	⑤海岸保 全対策事 業		内容重視型	要望回数、養浜 量	1回	要望回数、養浜 量	1回、～㎡
20	1-5-①	①自然環 境を知る ための講 座開催		中間型	にのみや町民大 学及び子ども チャレンジ教室 の実施回数、参 加人数	3講座、40人	講座数、参加 人数	3講座、40人

改正点③				計画の推進方策の分類		
事業方針	中期事業内容	後期事業内容 (案)	備考	推進方策 1	推進方策 2	推進方策 3
継続	松くい虫被害予防のための薬剤の注入、被害木の伐倒を行い、松を保全することにより、災害の抑制につなげる。	松を保全することにより、海岸の魅力向上を図るとともに、災害の抑制につなげるため、松くい虫被害予防のための薬剤の注入、被害木の伐倒を行う。		きっかけづくり	国県・近隣市町連携	情報収集・提供
変更	朝市や地引網などを通じて町内外問わず多くの人に二宮海岸の良さを知ってもらう。	地引網などを通じて町内外問わず多くの人に梅沢海岸の良さを知ってもらうと共に、観光トイレの維持管理を行い、海岸環境の保全を図る。	海の朝市が、漁獲量や集客量の問題から実施することができなくなったため事業内容を変更する。	きっかけづくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
継続	漁港区域の管理において、海岸利用客へ啓発看板を設置し、美化意識の高揚を図る。	美化意識の高揚を図るため、漁港区域の管理において、海岸利用客へ啓発看板を設置する。		きっかけづくり	庁内・団体連携	
継続	漁港区域内外における海岸保全対策のため養浜工事を実施し海岸保全に努める。	漁港区域内外における海岸保全対策のため、養浜工事を実施し海岸保全に努める。	《養浜量は現時点では未確定》		庁内・団体連携	
継続	自然に親しむ講座などを開催することにより、二宮の動植物について学び、自然環境への関心を高める。	二宮の動植物について学び、自然環境への関心を高めるため、自然に親しむ講座などを開催する。		きっかけづくり	庁内・団体連携	普及啓発・学習

No.	事業CD	事業名	改正点②					
			重点	評価 タイプ	中期 数値指標	中期 目標値	後期 数値指標	後期 目標値
21	1-5-②	②動物の 適正な管理		中間型	有害鳥獣による 農業被害件数	10件以下	有害鳥獣による 農業被害件数	10件以下
22	2-1-①	①ごみ減 量化推進 事業		内容重視型	1人1日当たり のごみ総排出量	821.4g/人・日	啓発回数	2回以上
23	2-1-②	②水分も うひとし ぼり運動		数値重視型	水分率	47.5%	回収可燃ごみ 内の水分割合 (水分率)	50%
24	2-1-③	③マイ バック・マ イボトル 等の啓発		中間型	神奈川県レジ袋 削減賛同店舗数	1200店舗	啓発回数	2回以上
25	2-1-④	④ごみ減 量化推進 協議会に よる推進		内容重視型	協議会開催回数	2回	協議会開催回数	2回

改正点③				計画の推進方策の分類		
事業方針	中期事業内容	後期事業内容 (案)	備考	推進方策 1	推進方策 2	推進方策 3
継続	外来種や有害鳥獣の捕獲許可等適正な管理を行う。また、県、近隣市町村、農業者等と連携し、農業被害の防止や生態系の保持を図り、人と自然が共生するまちづくりをめざす。	人と自然が共生するまちづくりをめざすため、外来種や有害鳥獣の捕獲許可等適正な管理を行うとともに、県、近隣市町村、農業者等と連携し、農業被害の防止や生態系の保持をする。		きっかけづくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
変更	広報等を通じて将来ごみとなるようなものを無駄に買わないこと(発生抑制:Reduce)の啓発を行う。	ごみ減量のため、イベント、広報等を通じて将来ごみとなるようなものを無駄に買わないこと(発生抑制:Reduce)等の啓発をする。	No.58(4-1-③) 「環境に関するイベントの開催」から統合する。 ごみの総排出量は別の事業で用いている指標であるに加えて、ごみの減量化推進事業の指標として適していないため、啓発回数を指標とする。	きっかけづくり		情報収集・提供
継続	広報等により、水分もうひとしぼりの啓発を行い、生ごみの水分量を減らす。	ごみを減量化するにあたり、生ごみの水分量を減らすため、広報等により、水分もうひとしぼりの啓発をする。		きっかけづくり		情報収集・提供
変更	県・事業者等と連携し、広報等で啓発を行う。	マイバック・マイボトル等についての周知のため、県・事業者等と連携し、広報等で啓発すると共に、二宮町商店連合協同組合と連携し、レジ袋不要等のごみの減量化にご協力をいただいた方にエコポイントを進呈する。	No.60(4-1-④) 「商店街等との連携によるシステムづくり(買い物かご持参による優遇措置など)」を統合し、エコポイント事業の要素を含める。	仲間づくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
継続	ごみの減量化(3Rの推進)方法等を研究し、町民に啓発する。	ごみ減量化の推進を図るため、ごみの減量化(3Rの推進)方法等を研究し、町民に啓発する。		きっかけづくり	庁内・団体連携	情報収集・提供

No.	事業CD	事業名	改正点②					
			重点	評価 タイプ	中期 数値指標	中期 目標値	後期 数値指標	後期 目標値
26	2-2-①	①剪定枝 チップパー 機の貸出		-	剪定枝チップパー 機利用回数	25件	-	--
27	2-2-②	②生ごみ 処理機の 導入促進		中間型	生ごみ処理機導 入補助件数	35件	生ごみ処理機導 入補助件数	35件
28	2-2-③	③廃食用油 回収事業 (石けん づくり)		-	廃食用油回収量	5.2t	-	--
29	2-2-④	④グリー ン購入の 推進		内容重視型	グリーン購入に 関する啓発の回 数	3回	グリーン購入に 関する啓発の回 数	3回
30	2-3-①	①二宮町 一般廃棄 物処理基 本計画の 策定・推 進	重点	数値重視型	計画の総排出原 単位、資源化 率、埋立率の3つ の目標数値の達 成率とする。	100%	計画目標の総排 出原単位、資源 化率、埋立率に 対する計画目標 達成割合	100%

改正点③				計画の推進方策の分類		
事業方針	中期事業内容	後期事業内容 (案)	備考	推進方策 1	推進方策 2	推進方策 3
廃止	剪定枝チップパーを貸し出し、自家処理を推進する。	-	剪定枝については、二宮町ウッドチップセンターで処理されており、剪定枝チップパー機の役目が完了したため廃止とする。	運動づくり		
継続	生ごみリサイクルを啓発するとともに、生ごみ処理機購入者に、購入費用の一部を補助し、廃棄物の減量化・資源化を推進する。	廃棄物の減量化・資源化を推進するため、生ごみリサイクルを啓発するとともに、生ごみ処理機購入者に、購入費用の一部を補助する。		運動づくり		情報収集・提供
廃止	家庭から出た廃食用油を収集し、インク原料等にリサイクルするとともに、環境団体等と連携し、石けんづくりを実施する。	-	廃食用油については、町のリサイクルルートが確立されたため廃止となっているが、今後、新たに別の品目(企業が実施している歯ブラシ等)のリサイクルを検討する。	運動づくり		
継続	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、環境への負荷の少ない環境物品の調達を推進する。	リユースやリサイクルの促進のため、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、環境への負荷の少ない環境物品の調達を推進する。		運動づくり	国県・近隣市町連携	情報収集・提供
継続	循環型社会の構築に努めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に規定する一般廃棄物処理基本計画を改訂・推進する。	循環型社会の構築に努めるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に規定する一般廃棄物処理基本計画を改訂・推進する。		運動づくり		

No.	事業CD	事業名	改正点②					
			重点	評価 タイプ	中期 数値指標	中期 目標値	後期 数値指標	後期 目標値
31	2-3-②	②ごみ置 場散乱防 止対策 (カラス ネット配 布)		中間型	ごみ散乱による 職員対応件数	0件	カラスネット配布 箇所に対するカ ラス被害防除割 合	100%
32	2-3-③	③し尿処 理事業 (施設の 適正な維 持管理)		数値重視型	し尿処理施設の 水質、臭気、ダイ オキシン類測定 における基準値 適合率	100%	し尿処理施設の 水質、臭気、ダイ オキシン類測定 にに対する基準 値適合項目割合	100%
33	2-3-④	④最終処 分場施設 運営事業 (適正維 持管理)		数値重視型	最終処分場の水 質、臭気、ダイオ キシン類測定に おける基準値適 合率	100%	最終処分場の水 質、臭気、ダイオ キシン類測定に 対する基準値適 合項目割合	100%
34	2-4-①	①不法投 棄防止事 業		中間型	不法投棄パト ロール実施回数	52回	不法投棄パト ロール実施回数	52回
35	2-4-②	②海岸清 掃(かな がわ海岸 美化財 団)		中間型	美化財団海岸ご み回収量	30t	美化財団海岸ご み回収量	22t

改正点③				計画の推進方策の分類		
事業方針	中期事業内容	後期事業内容 (案)	備考	推進方策 1	推進方策 2	推進方策 3
変更	カラス対策の方法等を周知するとともにカラスネットを配布し、ごみ散乱を防止する。	ごみ散乱を防止するため、カラス対策の方法等を周知するとともにカラスネットを配布する。	ごみ散乱に対する対応件数では、防止対策がなされた指標とならないため、カラスネット配布箇所に対するカラス被害防除割合を指標とする。	運動づくり		
継続	し尿処理施設の円滑な管理運営を行い、環境の保全を図る。	環境の保全を図るため、し尿処理施設の円滑な管理運営をする。		運動づくり		情報収集・提供
継続	埋め立てを終了している最終処分場の維持管理を行う。	ごみの適正な処理と環境への悪影響防止のため、埋め立てを終了している最終処分場の維持管理を行う。		運動づくり		情報収集・提供
継続	県、警察、ボランティア団体と連携し、不法投棄監視及び不法投棄物の撤去を行う。	不法投棄の誘発を防ぐため、県、警察、ボランティア団体と連携し、不法投棄監視及び不法投棄物の撤去をする。		運動づくり	国県・近隣市町連携	
継続	「相模湾を次代に引き継ぐ新しい海岸美化のしくみを構築する」目的で設立された公益財団法人かながわ海岸美化財団の協力を得て海岸美化を推進する。	海岸美化を推進するため、「相模湾を次代に引き継ぐ新しい海岸美化のしくみを構築する」目的で設立された公益財団法人かながわ海岸美化財団と連携し海岸美化活動をする。		運動づくり	国県・近隣市町連携	

No.	事業CD	事業名	改正点②					
			重点	評価タイプ	中期 数値指標	中期 目標値	後期 数値指標	後期 目標値
36	2-5-①	①地元産品の消費促進		中間型	湘南にのみやふるさとまつりの来場者数	10000人	湘南にのみやふるさとまつりの来場者数	10000人
37	2-5-②	②食べ残しゼロ運動の推進		内容重視型	啓発回数	3回	啓発回数	4回
38	2-5-③	③地元産品の循環型活用の促進		内容重視型	大型生ごみ処理機の設置基数	2基	大型生ごみ処理機の設置基数	1基
39	3-1(2)-①	①地球温暖化対策実行計画の策定		内容重視型	地球温暖化対策実行計画の策定	策定-	-	--
40	3-1(2)-②	②ムダな電力消費等の節約啓発		中間型	公共施設の電気使用量	380400kw以下	啓発回数	3回

改正点③				計画の推進方策の分類		
事業方針	中期事業内容	後期事業内容 (案)	備考	推進方策 1	推進方策 2	推進方策 3
継続	朝市やイベントを通じて地元で採れた農産物や海産物の購入を促進する。	地産地消の促進のため、朝市やイベントを通じて地元で採れた農産物や海産物の購入を促進する。		仲間づくり	庁内・団体連携	
継続	ごみの減量化のため、食べ物を残さないような啓発を行う。	ごみの減量化のため、食べ物を残さないよう啓発する。		きっかけづくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
継続	地元産品を消費して出た生ごみの堆肥化とその堆肥の家庭菜園やふれあい農園等での活用を推進する。	地産地消の促進のため、地元産品を消費して出た生ごみの堆肥化とその堆肥の家庭菜園やふれあい農園等での活用を推進する。		運動づくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
保留	温室効果ガスの排出抑制を推進するため、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、廃棄物等の発生抑制等について計画的な施策を検討する。	-	事務事業編の推進により、町が模範となることでの基盤づくりをする段階であるため、保留とする。	運動づくり		情報収集・提供
分割	広報やホームページ、子ども向けチラシ等で節電啓発を行う。	節電の促進のため、広報やホームページ、子ども向けチラシ等で節電啓発をする。	No.41(3-1(2)-新) 「温暖化対策の意識付け」へ一部分割する。	きっかけづくり	庁内・団体連携	情報収集・提供

No.	事業CD	事業名	改正点②					
			重点	評価タイプ	中期 数値指標	中期 目標値	後期 数値指標	後期 目標値
41	3-1(2)-新	温暖化対策の意識付け	重点	中間型	環境教育の実施回数	2回	環境教育の実施回数	2回
42	3-1(2)-③	③地球温暖化防止運動の啓発	重点	内容重視型	地球温暖化防止に向けた啓発回数	2回	地球温暖化防止に向けた啓発回数	5回
43	3-1(2)-④	④エコカーの導入(電気自動車等導入検討)事業		数値重視型	低燃費車や電気自動車等のエコカー導入台数	—	低燃費車や電気自動車等のエコカー導入台数	～台
44	3-1(2)-⑤	⑤歩行者や自転車が安全に楽しく利用できるシステムづくり(ベンチ、バリアフリーの推進)		数値重視型	-	100人/日	-	--
45	3-1(2)-⑥	⑥環境負荷の少ない交通の利用促進		中間型	・コミュニティバスの1日当たりの乗車人数	100人	コミュニティバスの1日当たりの乗車人数	100人

改正点③				計画の推進方策の分類		
事業方針	中期事業内容	後期事業内容 (案)	備考	推進方策 1	推進方策 2	推進方策 3
新規	環境教育により温暖化対策に対する意識付けを図る。	環境教育により温暖化対策に対する意識付けを図る。	No.40(3-1(2)-②) 「地球温暖化防止運動の啓発」から分割し、新規事業とする。 また、 No.58(4-2-②) No.65(4-3-③) No.66(4-3-④) の事業を統合し、環境教育の要素を含めた事業とする。	きっかけづくり	庁内・団体連携	普及啓発・学習
継続	エコドライブキャンペーンの実施や再生可能エネルギー(太陽光・風力発電等)、エネファーム・エコキュート等の高効率機器設備の情報提供を通じて地球温暖化防止を啓発する。	地球温暖化防止運動の推進のため、エコドライブ推進や再生可能エネルギー等の情報提供をイベント、広報等で啓発する。	No.58(4-1-③) 「環境に関するイベントの開催」から統合する。。	きっかけづくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
継続	環境への負荷を軽減するため、公用車の買い替え等の際は、低燃費車や電気自動車等のエコカーを導入する。	環境への負荷を軽減するため、公用車の買い替え等の際は、低燃費車や電気自動車等のエコカーを導入する。	《導入台数は現時点では未確定》	きっかけづくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
保留	道路交通環境改善の推進及び歩行者の安全確保を目的に道路拡幅を実施する。また、高齢者、障がい者等の誰もが安全・安心にのり分けなく通行ができるようバリアフリー化を推進する。	-	現行のバリアフリー計画のうちで、未整備となっている場所は1ヶ所であり、計画は概ね達成していることに加え、環境への直接的な影響のない事業であるため、保留とする。	運動づくり		
継続	利用者ニーズを捉え、コミュニティバス・デマンドタクシーの見直しを行い、環境負荷の少ない交通手段の利用を促進し、二酸化炭素の排出抑制を図る。	環境負荷の少ない交通手段の利用を促進し、二酸化炭素の排出抑制を図るため、コミュニティバスのバス停ごとの乗降実績を基に見直しの検討、意識醸成や利用促進を図る。		運動づくり	庁内・団体連携	情報収集・提供

No.	事業CD	事業名	改正点②					
			重点	評価タイプ	中期 数値指標	中期 目標値	後期 数値指標	後期 目標値
46	3-1(2)-⑦	⑦駅前駐輪場の整備(利用者の利便性向上)		中間型	自転車駐車場利用延べ台数(自転車及び原付バイク)	109000台	自転車駐車場利用延べ台数(自転車及び原付バイク)	92000台
47	3-1(2)-⑧	⑧自然エネルギーに関する情報収集・啓発		中間型	固定価格買取制度による導入件数	270件	啓発	4回
48	3-3-①	①建築物の緑化の推進		中間型	緑のカーテン設置箇所数	2箇所	緑のカーテン設置箇所	2箇所
49	3-3-新	○花いっぱい運動の推進		数値重視型	花いっぱい植栽箇所数	100%	設置予定箇所に対する花の植栽割合	100%
50	3-3-②	②開発行為等における緑化指導(要綱、指導、条例)		数値重視型	開発協議件数に対する指導件数割合	100%	開発協議件数に対する指導件数割合	100%

改正点③				計画の推進方策の分類		
事業方針	中期事業内容	後期事業内容 (案)	備考	推進方策 1	推進方策 2	推進方策 3
継続	駅周辺の自転車駐輪場を利用者が利用しやすい整備をすることにより、通勤通学時の自動車の利用を抑えることで排気ガスの減少に寄与する。	通勤通学時の自動車の利用を抑えることで排気ガスの減少に寄与するため、駅周辺の自転車駐輪場を利用者が利用しやすい整備をする。		運動づくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
変更	二酸化炭素排出量を抑制し、地球温暖化防止を推進するため、国・県の情報も含め自然エネルギーに関する情報を住民・事業者等へ提供し、関心を高める。	二酸化炭素排出量を抑制し、地球温暖化防止を推進するため、国・県の情報も含め自然エネルギーに関する情報を住民・事業者等へ提供する	固定価格買取制度については、町の事業ではなく、指標に適さないため、事業名のに適した指標である啓発回数を指標とする。	きっかけづくり		情報収集・提供
継続	公共施設などの建物に植物を設置し、建物の温度上昇を抑制する。(緑のカーテン等)	建物の温度上昇を抑制するため、公共施設などの建物に植物を設置する。(緑のカーテン等)		きっかけづくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
新規	町内の公共施設等に年2回の花壇やプランター等の花の植栽を行い、町内の緑化及び住民の緑化意識の高揚を図る。	町内の緑化及び住民の緑化意識の高揚を図るため、町内の公共施設等に年2回の花壇やプランター等の花の植栽を行う。	No.6(1-2-⑤) 「緑の環境基本計画」から分割し、新規事業とする。	仲間づくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
継続	二宮町開発指導要綱に規定する開発行為等を施工する事業主に対し、「二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱」に基づき開発行為完了後の緑化推進を指導する。	緑地面積の確保のため、二宮町開発指導要綱に規定する開発行為等を施工する事業主に対し、「二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱」に基づき開発行為完了後の緑化推進を指導する。		きっかけづくり	庁内・団体連携	情報収集・提供

No.	事業CD	事業名	改正点②					
			重点	評価 タイプ	中期 数値指標	中期 目標値	後期 数値指標	後期 目標値
51	3-3-③	③雨水浸透施設設置の指導		数値重視型	開発協議件数に対する指導件数割合	100%	開発協議件数に対する指導件数割合	100%
52	3-4-①	①側溝や集水樹の補修・清掃(かん水防止)		内容重視型	町民等と連携した側溝や集水樹の補修・清掃件数	50件	町民等と連携した側溝や集水樹の補修・清掃件数	50件
53	3-4-②	②狭あい道路等拡幅整備事業		数値重視型	二宮町狭あい道路等拡幅整備要綱に基づく申請に対しての実施率	100%	二宮町狭あい道路等拡幅整備要綱に基づく申請に対しての工事実施割合	100%
54	3-5-①	①地域美化活動の推進		中間型	地域美化清掃の件数	60件	地域美化清掃の件数、地域美化清掃の参加人数	60件、6900人
55	3-5-②	②公害防止対策事業		数値重視型	環境基準達成率(測定値が環境基準値内の測定検体数/測定検体数)	100%	測定検体数に対する測定値が環境基準値内の測定検体数割合	100%

改正点③				計画の推進方策の分類		
事業方針	中期事業内容	後期事業内容 (案)	備考	推進方策 1	推進方策 2	推進方策 3
継続	屋根等に降った雨水を宅地内に浸透させる雨水浸透施設設置の指導。	屋根等に降った雨水を宅地内に浸透させる雨水浸透施設設置の指導。		きっかけづくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
継続	町民等と連携し、かん水防止のため、側溝や集水樹の補修・清掃を実施する。	町民等と連携し、かん水防止のため、側溝や集水樹の補修・清掃を実施する。		仲間づくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
継続	町民の日常生活の利便増進及び災害時における安全を図るため、建築基準法第42条第2項等に基づく道路に対し、二宮町狭あい道路等拡幅整備要綱により、道路を整備する。	町民の日常生活の利便増進及び災害時における安全を図るため、建築基準法第42条第2項等に基づく道路に対し、二宮町狭あい道路等拡幅整備要綱により、道路を整備する。		運動づくり		
継続	ごみ袋の配布、保険の加入など美化清掃活動の支援を行い、地域美化を推進する。	地域美化を推進するため、ごみ袋の配布、保険の加入など美化清掃活動の支援をする。	No.59(4-1-③) 「環境保全に取り組む団体への支援」から統合する。	運動づくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
継続	県、事業者等と連携し環境測定を実施することにより、町の環境状況を把握し、騒音苦情等を未然に防止する。	町の環境状況を把握し、騒音苦情等を未然に防止するため、県、事業者等と連携し環境測定を実施する。		きっかけづくり	国県・近隣市町連携	情報収集・提供

No.	事業CD	事業名	改正点②					
			重点	評価 タイプ	中期 数値指標	中期 目標値	後期 数値指標	後期 目標値
56	3-5-③	③屋外燃 焼行為に よる被害 の防止		中間型	屋外燃焼行為に よる被害の苦情 件数	0回	苦情件数に対す る焼却行為の中 止件数割合	100%
57	4-1-①	①環境基 本計画の 推進		-	環境審議会の開 催回数	2回	-	--
58	4-1-②	②環境に 関するイ ベントの 開催		-	環境活動団体と の連携によるイ ベント開催数	1回	-	--
59	4-1-③	③環境保 全に取組 む団体へ の支援		-	地域美化清掃の 件数	60件	-	--
60	4-1-④	④商店街 等との連 携による 環境に関 するシス テムづくり (買い物 かご持参 による優 遇措置な ど)		-	エコカードの取扱 店舗数	46店	-	--

改正点③				計画の推進方策の分類		
事業方針	中期事業内容	後期事業内容 (案)	備考	推進方策 1	推進方策 2	推進方策 3
変更	廃棄物処理法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に違反して行われる屋外燃焼行為を中止させ、町民への被害を防止する。	町民への被害を防止するため、廃棄物処理法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に違反して行われる屋外燃焼行為を中止させる。	苦情が発生することで屋外何商行為となるため、苦情件数0件を目標に掲げることが適していないため、苦情件数に対する消極行為の中止件数割合を指標とする。	きっかけづくり		情報収集・提供
廃止	環境審議会の意見を聴取し二宮町環境基本計画実施計画の推進を図る。	-		運動づくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
統合	環境活動団体との連携・協力によりイベントを開催し、団体の活動の紹介を通じながら、環境問題への意識啓発を行う。	環境活動団体との連携・協力によりイベントを開催し、団体の活動の紹介を通じながら、環境問題への意識啓発を行う。	No.22(2-1-①) 「ごみ減量化推進事業」 No.42(3-1(2)-③) 「地球温暖化防止活動の啓発」 へ統合する。	きっかけづくり	庁内・団体連携	情報収集・提供
統合	自主的・建設的に環境保全活動を行っている町民・団体の活動支援を行う。	自主的・建設的に環境保全活動を行っている町民・団体の活動支援を行う。	No.54(3-5-①) 「環境美化活動の推進」 へ統合する。	運動づくり		
統合	二宮町商店連合協同組合と連携し、レジ袋不要等のごみの減量化にご協力をいただいた方にエコポイントを進呈する。	二宮町商店連合協同組合と連携し、レジ袋不要等のごみの減量化にご協力をいただいた方にエコポイントを進呈する。	No.24(2-1-③) 「マイバック・マイボトル等の啓発」 へ統合する。	仲間づくり	庁内・団体連携	情報収集・提供

No.	事業CD	事業名	重点	改正点②				
				評価 タイプ	中期 数値指標	中期 目標値	後期 数値指標	後期 目標値
61	4-2-①	①ボランティア団体のネットワークづくり		-	町民活動サポートセンター利用者数交流コーナー利用者数	12回	-	--
62	4-2-②	②学校、住民、地区の協力、行政、教育委員会の連携推進		-	環境教育の実施回数	2回	-	--
63	4-3-①	①環境情報の提供		-	環境情報提供回数	12回	-	--
64	4-3-②	②町民参加による環境教育		-	地域の清掃活動への参加回数	3講座	-	--
65	4-3-③	③小中学校と環境保全団体等との連携による住民参加型環境教育の実施		-	環境教育に関する講座等の回数	3回	-	--

改正点③				計画の推進方策の分類		
事業方針	中期事業内容	後期事業内容 (案)	備考	推進方策 1	推進方策 2	推進方策 3
廃止	ネットワークづくりに役立てていただくため、町民活動団体の活動拠点として「町民活動サポートセンター」を運営する。	-		仲間づくり		
統合	地域やボランティア団体との連携により、総合的な学習や社会科の授業等で環境についての学習を行う。	地域やボランティア団体との連携により、総合的な学習や社会科の授業等で環境についての学習を行う。	No.67(1-3-新) No.68(2-3-新) No.41(3-1(2)-新) へ統合し新規事業とする。	仲間づくり		普及啓発・学習
統合	町で実施した環境測定結果など環境に関する情報をホームページや広報を通じて提供する。	町で実施した環境測定結果など環境に関する情報をホームページや広報を通じて提供する。	No.11(1-3-④) 「葛川水質調査の実施」 へ統合する。	きっかけづくり		情報収集・提供
廃止	地域の清掃活動を児童・生徒が町民と一緒にやる。	-		仲間づくり		情報収集・提供
統合	小中学生と環境保全団体等との連携による環境教育を実施し、環境に関心のある青少年の育成をめざす。	小中学生と環境保全団体等との連携による環境教育を実施し、環境に関心のある青少年の育成をめざす。	No.67(1-3-新) No.68(2-3-新) No.41(3-1(2)-新) へ統合し新規事業とする。		国県・近隣市町連携	普及啓発・学習

No.	事業CD	事業名	重点	改正点②				
				評価 タイプ	中期 数値指標	中期 目標値	後期 数値指標	後期 目標値
66	4-3-④	④高齢者等の協力により、町の歴史や生活の変化を語り継ぐ機会づくり		-	にのみや町民大学及び子どもチャレンジ教室の実施回数を指標、参加人数	3講座、40人	-	--
67	1-3-新	学校での水資源に関する教育		中間型	環境教育の実施回数	2回	実施予定回数に対する環境教育実施回数	100%
68	2-3-新	学校でのごみの処理・処分に関する教育		中間型	環境教育の実施回数	2回	実施予定回数に対する環境教育実施回数割合	100%

改正点③				計画の推進方策の分類		
事業方針	中期事業内容	後期事業内容 (案)	備考	推進方策 1	推進方策 2	推進方策 3
統合	町の歴史や文化などについて学ぶことにより郷土愛を深める。	町の歴史や文化などについて学ぶことにより郷土愛を深める。	No.67(1-3-新) No.68(2-3-新) No.41(3-1(2)-新) へ統合し新規事業とする。	きっかけづくり		情報収集・提供
新規	地域やボランティア団体との連携により、総合的な学習や社会科の授業等で環境についての学習を行う。	町の水資源への意識付けのため、小学校において水資源教育を行うとともに、遠足でダムの見学を行う。	No.62(4-2-②) No.65(4-3-③) No.66(4-3-④) の事業を、変更、統合し新規事業とする。	きっかけづくり		普及啓発・学習
新規	地域やボランティア団体との連携により、総合的な学習や社会科の授業等で環境についての学習を行う。	ごみの適正な処理・処分への意識付けのため、学校にてごみの出し方や処理についての教育を行う。	No.62(4-2-②) No.65(4-3-③) No.66(4-3-④) の事業を、変更、統合し新規事業とする。	きっかけづくり		普及啓発・学習